

保育の必要量の認定基準(選考基準)

1.基本点数表

事 由	細 目	保護者の状況(同居の親族、その他の者が児童の保育をすることができない理由)		基本点数	就労時間		保育の 必要量	
					1週当り	1月当り		
① 就労	就労 ・外勤 ・自営 ・農業 ・居宅内労働	週5日以上勤務 ・月20日以上	週35時間以上就労している(7時間以上)	10	35以上	140以上	標準	
			週30時間以上就労している(6時間以上)	9	30～34	120～139	標準	
			週25時間以上就労している(5時間以上)	8	25～29	100～119	標準	
			週20時間以上就労している(4時間以上)	7	20～24	80～99	短時間	
		週4日以上勤務 ・月16日 以上 ～19日 以下	週28時間以上就労している(7時間以上)	8	28以上	112以上	標準	
			週24時間以上就労している(6時間以上)	7	24～27	96～111	標準	
			週20時間以上就労している(5時間以上)	6	20～23	80～95	短時間	
			週16時間以上就労している(4時間以上)	5	16～19	64～79	短時間	
		上記には該当しないが、月64時間以上就労している			3		64以上	短時間
② 妊娠・出産		出産又は出産予定日の前後8週の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する場合 (切迫流産などは疾病として取り扱う)		9	—	—	標準	
③ 保護者の 疾病・障がい	疾病	入院	概ね1ヶ月以上の入院	10	—	—	標準	
		居宅内療養	入院に相当する治療や安静を要するため常に病臥している場合	10	—	—	標準	
			精神疾患	重度の症状(ひとり親)	12	—	—	標準
				重度の症状(ひとり親以外)	10	—	—	標準
			上記以外の程度	8	—	—	標準	
		一般療養	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	8	—	—	標準	
			疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する場合	5	—	—	標準	
	障がい	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育する事が常時困難な場合	10	—	—	標準	
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳のBの交付を受けていて、保育する事が著しく困難な場合	8	—	—	標準	
			身体障害者手帳の交付を受けていて保育する事が困難な場合	5	—	—	標準	
④ 親族の介護・看護		施設等の付添い		居宅外労働に準ずる	—	—	居宅外労働に準ずる	
		居宅介護	心身障がい児者の介護通院通園通学等に当たっているもの	※	—	—	標準	
			重度障害者等の全介護(要介護5、4) 認知症による徘徊等のため常時の見守りと介護を必要とする場合	10	—	—	標準	
			常時の見守りと介助(食事、排泄、入浴等の介助)を要する場合	8	—	—	標準	
⑤ 家庭の災害		火災、風・水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合		※	—	—	標準	
⑥ 求職活動		求職活動中である場合		2	—	—	短時間	
⑦ 就学		就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月100時間以上就学している場合		8	—	100～	標準	
		就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合		6	—	64～99	短時間	
⑧ 虐待・DV		児童の虐待を行っている又は再び行われる恐れがあると認められる場合		※	—	—	標準	
		配偶者からの暴力により子どもの保育をすることが困難であると認められる場合			—	—	標準	
⑨ 育児休業		育児休業する場合、既に保育を利用している子どもで継続利用が必要と認められること		6	—	—	短時間	
⑩ その他		①～⑨に類するものとして、市長が認める場合		※	—	—	①～⑨に準ずる	

(注) ※については、当該児童・世帯の状況に応じて判断する。

2.調整点数表

区分	内容	点数
福祉的配慮	障害児保育を行う必要がある子ども	3
	ひとり親	10
	生活保護法による被保護世帯で、就労による自立につながることが認められる場合	2
養育環境の配慮	転居による転園申請	1
その他	兄弟が入所している保育所への入所希望	1.5
	育児休業期間満了後に入所希望の場合(1歳になる誕生日の前日まで取得)	2
	育児休暇取得により一度退園し、育児休暇明けに同じ保育園に入所希望する場合	3
	地域型保育給付施設卒園児	5
	幼稚園教諭、保育士等	10
	居宅内自営業の専従者(協力者)	-1
	同居の祖父母が保育の実施基準のいずれも満たしていない場合(60～64歳)	-2
	同居の祖父母が保育の実施基準のいずれも満たしていない場合(59歳以下)	-5
	保育料等の未納者(未納期間3ヵ月以上)	-5

3.基本点数及び調整点数の合計が同点の場合の順位

順位	内容
1	潟上市民である(転入予定者を除く)
2	当該保育所の希望順位が高いもの
3	社会的、経済的状況
4	保留期間の長いもの
5	3ヵ月以上の保育料の未納がないこと